

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28~R2) 総括	総合評価
1	地震に強いまちづくりの推進(人的被害・直接経済被害の減少)							
I	耐震化の推進 1 一般建築物の耐震化促進	1	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震化に係る普及・啓発を行います。	「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成32年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率95%を目標	まちづくり局	<p>・「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和2年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率95%と定めた目標について、令和2年度末に95.6%となると推計され、目標を達成しました。</p> <p>【5ヶ年の実績(H28~R2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断士派遣制度1181件、木造住宅耐震改修助成制度は診断・設計187件、改修173件を実施しました。 ・マンション予備診断は30棟、耐震診断639戸、耐震設計412戸、耐震改修170戸を実施しました。 ・木造住宅所有者へのダイレクトメール送付を全区で実施するとともに「防災フェア」「マンション管理組合交流会」等の各種イベントにおいて普及啓発を実施しました。 	B
			民間の特定建築物の耐震化	大地震等の発生による民間の特定建築物(多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物)の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、耐震診断や設計・改修工事等にかかった費用の一部を助成します。さらに、本市独自の助成制度により、小規模の福祉施設等についても耐震化を促進します。	「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成32年度までに、特定建築物の耐震化率95%を目標	まちづくり局	<p>「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和2年度までに、特定建築物の耐震化率95%と定めた目標について、令和2年度末に95.2%となると推計され、目標を達成しました。</p> <p>【5ヶ年の実績(H28~R2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物等耐震改修等事業助成制度は、耐震診断4件、耐震設計1件、耐震改修4件を実施しました。 ・耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度は、耐震診断96件、耐震設計7件、耐震改修8件を実施しました。 ・耐震診断義務化沿道木造建築物診断士派遣制度は、耐震診断27件を実施しました。 	B
			既存不適格建物の耐震化促進にむけた調査・研究	自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。	自助努力による耐震化の促進に向けて、より効果的な啓発活動等を実施	危機管理室 まちづくり局	<p>・申請者が利用しやすいように、手続きの合理化を行うなど、課題の整理を行い、助成制度の運用改善を実施しました。</p>	B
			緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化	大規模地震時において、建物の倒壊により道路を閉塞し、緊急車両等の通行の障害となることを防ぐため、緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進します。	耐震診断義務化沿道建築物は平成31年3月31日までに耐震診断結果の報告、結果公表、耐震性不足建築物の所有者へ耐震化の啓発等を行い、耐震化を促進	まちづくり局	<p>・平成30年度末までに耐震診断結果報告を義務付けしている沿道建築物について、耐震診断結果未報告である所有者(34件)に法に基づく報告命令を行い、報告済み(157件)の診断結果とあわせて令和3年度早期に公表することを令和3年3月に改定した川崎市耐震改修促進計画に位置付けました。(令和3年5月に公表)</p> <p>【5ヶ年の実績(H28~R2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度は、耐震診断96件、耐震設計7件、耐震改修8件を実施しました。 ・耐震診断義務化沿道木造建築物診断士派遣制度は、耐震診断27件を実施しました。 	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価		
施策の柱	行動計画								
2 学校施設の耐震化	5 市立学校の耐震化	市立学校の耐震化については平成24年度に完了しています。屋内運動場の吊天井、バスケットゴール及び照明の耐震化については平成27年度に完了していません。引き続き、耐震化のための施設整備を進めていきます。	特定天井改修工事、教室照明は速やかに整備を推進	教育委員会	・当初の計画から変更があったものの、対象校全校の整備を完了しました。 ・今後は適切な施設の維持・管理に努めます。	B			
		3 公共施設等の耐震化	6 公共建築物(庁舎・区役所等)の耐震化	旧耐震基準で建築された建物(平成18年現在2,320棟)のうち、耐震改修促進法の規定に基づく特定建築物及び川崎市地域防災計画に定める地震防災上重要となる建築物(492棟)について、耐震診断を実施しました。その結果、耐震対策が必要と判断された施設(53棟)については、安全性を確保するため、「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づき、補強工事等の耐震対策を実施します。	「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づき、一部廃止、使用停止施設の解体工事による耐震対策を実施、本庁舎等の代替は平成28・29年度に解体、新本庁舎は平成28年度に設計着手、最も早く進捗した場合には、平成31年度に建築工事に着手、着工時にスケジュールを確認し、適切に進捗管理	まちづくり局 総務企画局	・「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づき、一部廃止、使用停止施設の解体工事を実施し、平成30年度までに全て完了しました。(まちづくり局) ・当初の計画から変更があったものの、令和2年4月に旧本庁舎地下解体工事が予定どおり完了しました。続いて、新本庁舎の新築工事に着手しました。(総務企画局)	B	
				7 市立病院の耐震化	市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震(免震)構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、平成21年8月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しました。	取組を完了	病院局	取組を完了しました。	-
				8 社会福祉施設の耐震化	社会福祉施設である老人いこいの家(48棟)は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。また、児童厚生施設であるこども文化センター(58施設)は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。	取組を完了	健康福祉局 こども未来局	取組を完了しました。	-
				9 競輪場の耐震化	広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。	競輪場再整備基本計画に基づき、再整備を推進、平成33年度までに耐震基準を満たしていない施設除却や入場門棟等の新改築推進	経済労働局	・競輪場再整備基本計画に基づき再整備を推進し、耐震基準を満たしていない施設除却については令和4年度から工事を行う予定の東サイドスタンドを残し、ほぼ終了しました。 ・また、新改築については、入場門棟等で実施しました。	B
				10 卸売市場(南部・北部)の耐震化	食料の確保とその供給拠点となる北部市場の耐震補強を推進します。	取組を完了	経済労働局	取組を完了しました。	-
				11 消防署・消防団器具置場等耐震対策	臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えたことから、引き続き、計画的に耐震整備を行います。	計画的に耐震整備を推進	消防局	取組を完了しました。	-

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
		12 町内会・自治会会館の耐震化	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、整備に対する費用の一部について補助金を交付することにより、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を図ります。	町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を推進	市民文化局	・川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付制度を運用し、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を図りました。 ・川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付制度(H28~R2交付実績) 新築2棟、建替7棟、耐震改修等2棟、その他改修等48棟	B
	4 公共構造物の耐震化	13 橋りょうの耐震化	緊急輸送道路に架かる重要な橋りょうや比較的規模の大きい橋りょう124 橋の耐震対策(Ⅰ期)が概ね完了しています。 今後は、重要な橋りょうの耐震性能を向上させるとともに、生活道路に架かる未対策な橋りょうについても、耐震対策(Ⅱ期)を実施していきます。 ※緊急輸送道路上の「歩道橋」(90 橋)については、耐震対策を完了しています。	44橋(Ⅱ期分)の耐震化を完了	建設緑政局	・橋りょうの耐震化については、平成28(2016)年に策定した「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、主要な橋りょうで耐震性能が不足しているものや、防災上の観点から重要度の高い橋りょうを対象として、耐震対策を計画通りに実施し、耐震化率61%を達成しました。	B
		14 港湾施設の耐震化	大規模地震発生時における救援物資等の輸送機能を確保するため、港湾計画において計画されている5つの岸壁のうち既に整備が完了している岸壁を除く、3つの岸壁の耐震化を推進します。また、川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルの耐震化を推進します。	千鳥町7号係船棧橋の耐震改修の推進及び川崎港海底トンネルの耐震性・止水性向上等、安全性の強化を推進	港湾局	・千鳥町7号係船棧橋の耐震化に向けて、背後護岸の地盤改良を完了しました。 ・川崎港海底トンネルについては、耐震性向上に向けて、検討や工事を実施し、受変電室建屋の液状化対策を完了しました。引き続き、川崎港海底トンネルの耐震性向上に向けた調査等を実施していきます。	B
	5 上下水道施設の耐震化	15 水道施設の耐震化	川崎市水道事業中期計画に基づき、基幹施設の耐震化、耐震性の低い管路の更新、自家発電設備の設置、重要施設への耐震管路整備等を行うことにより、大地震発生時の各施設が受ける被害の軽減及び安全な施設の構築を図ります。	平成34年度末までに配水池・配水塔など基幹構造物の耐震化率100%を目標 平成30年度末までに老朽配水管の解消を目標	上下水道局	・配水池・配水塔など基幹構造物の耐震化を推進し、耐震化率が98.5%となりました。 ・重要施設(市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関)への供給ルートや、震災時の被害が懸念される老朽配水管などの重要な管路の優先的な耐震化を推進しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28~R2) 総括	総合評価	
施策の柱	行動計画							
		16	下水道施設の耐震化	川崎市下水道事業中期計画に基づき、下水道幹線等の重要な管きよや、水処理センター・ポンプ場について耐震化や減災対策、耐震診断を行うことにより、被災時における流下機能・処理機能の確保を推進します。また、津波対策として、水処理センター・ポンプ場の防水化についても推進します。	老朽管が多く、地盤の液状化が想定される川崎駅以南の地域を重点地域とし、地域防災拠点等と水処理センター・ポンプ場とをつなぐ管きよ等の重要な管きよの耐震化を完了、川崎駅以北の重要な管きよは、耐震診断を完了、水処理センター・ポンプ場は耐震補強や施設・設備の更新等にあわせ、効率的・効果的に耐震化を推進、既存施設の防水化による津波対策を推進	上下水道局	<p>・川崎駅以南の地域の軌道横断や緊急輸送路等に布設されている重要な管きよについては、現場条件に合わせた施工方法の再検討などの影響により、一部路線で令和2年度中に耐震化が完了しなかったため、目標を下回りましたが、令和3年度の完了に向けて令和3年2月に再度発注を行い、耐震化を推進します。</p> <p>・川崎駅以北の地域の重要な管きよについては、平成30年度中に耐震診断を完了し、耐震化工事に着手しました。</p> <p>・水処理センター・ポンプ場については、大規模地震時にも運転を継続するため、開口部の閉塞等の耐震補強を実施し、施設の運転制御機器が集約されている管理棟の耐震化を令和元年度に完了しました。さらに、市街地において下水が滞留・溢水しないように、水処理センター・ポンプ場の被災時に流入する汚水を排除する機能(揚水機能)の確保に向けた取組を推進しました。</p> <p>・津波により浸水被害が想定される施設において、防水扉等により防水化を実施し、平成30年度に津波対策を完了しました。</p>	C
	6 造成地の耐震化	17	川崎市宅地防災工事助成金制度の充実	大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。	擁壁改善の宅地防災工事や擁壁の補強・補修等の宅地減災工事を助成し、老朽化擁壁等の倒壊等を防止	まちづくり局	<p>・計画期間で当該助成制度を活用した擁壁の改修工事等を14件実施しました。</p>	B
		18	宅地耐震化推進事業の推進	大規模盛土造成地の滑動崩落による被害軽減を目的とし、対策を要する大規模盛土を特定する調査を行うなど、宅地耐震化推進事業を推進します。	大規模盛土変動予測調査を実施するなど、宅地耐震化推進事業を推進	まちづくり局	<p>・優先的に大規模盛土造成地の変動予測調査を実施すべき箇所において、調査を実施しました。</p> <p>・大規模盛土造成地の変動予測調査の分析結果を踏まえ、一定の安定性が確認された旨を公表しました。</p>	B
II	消防署等の整備 7 消防署等の整備	19	消防署所・消防団器具置場等の整備	臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えたことから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。	計画的に庁舎の整備を推進(老朽化した庁舎・器具置場等の長寿命化・改築工事)	消防局	<p>・各本署の耐震整備を終えていることから、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行いました。</p>	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
	20	消防資器材等の整備	大地震等の発生時における被害状況等の実態把握に極めて有効とされるヘリコプターをはじめ、石油コンビナート地区の大規模火災に有効な消防艇や消防活動に必須である消防車両(消防団を含む)・身体保護具等について計画的な更新・整備を進め、災害対応力の向上を図ります。	災害対応力の向上に向け、防災拠点と消防資器材の計画的な整備を推進	消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・操縦士及び整備士が、航空機の運航に必要とする各資格を計画的に取得することができました。 ・市内避難所176箇所への消火ホースキットの配備が完了しました。自主防災組織等に対して継続的に訓練指導を実施しました。 ・平成28年度から令和2年度の間に、消防団車両10台を含む消防自動車等60台、救急自動車21台等を更新整備するなどし、消防活動に必要な不可欠な資器材を計画的に更新しました。 	B
	21	消防情報通信体制の整備	全国的な施策として消防救急無線のデジタル化が進められており、現行のアナログ無線の使用期限は平成28年5月31日までとなっているため、本市でも、大地震等の発生時における有効な通信手段の確保と消防隊等の災害対応力の向上を目的として、無線関連設備の再構築を行っています。また、消防指令システム及び消防情報管理システムについても、効率的かつ計画的にシステム安定稼働を推進するとともに、より迅速な出場指令や災害対応力の向上を図ります。	消防指令システム及び消防情報管理システムの安定稼働を図るため、平成28年度から29年度の2箇年で一部更新整備	消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・消防指令システム及び消防情報管理システムを、適正に運用・維持管理しました。 ・多言語通訳業務を適正に運用しました。 ・「かわさきWEB119」を適正に運用しながら「Net119緊急通報システム」を導入し、移行が完了しました。 ・消防救急無線固定局(多重無線)の再整備が完了しました。 	B
	22	耐震性防火水槽の整備	大地震等の発生時の消防活動に有効な耐震性防火水槽について震災時の水利基準に基づき整備を行います。	未充足地域の解消に向けて、公園等の施設に耐震性防火水槽を毎年5基ずつ整備し、平成32年度までに充足率を95%に引き上げ	消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・当初目標である充足率95%以上を達成しました。(令和2年度:96.5%) ・引き続き新規設置事業を推進するとともに、今後は、老朽化した防火水槽の改修・補強工事について関係局と協議を実施し、改修計画を検討していきます。 	B
	23	消防団の充実強化	地域防災の要である消防団員の入団を促進するために、町内会、自治会及び消防団協力事業所等の協力を求め、消防団への入団促進と地域の消防力の充実強化を図ります。	消防団員数を確保することは、地域防災力の向上につながり、災害に強い都市の形成には必要不可欠であることから、消防団員の現充足率87%以上を目指し、災害対応力の向上を推進	消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や被雇用者の増加などの理由により、計画期間中に消防団員が減少し、充足率も81.2%に減少しました。 ・平成28年4月1日現在の消防団員数…1,177人 ・令和3年4月1日現在の消防団員数…1,092人(条例定数1,345人) 	C
	24	緊急消防援助隊活動拠点の整備	本市において懸念されている川崎直下、相模トラフ等の大地震に備え、大規模災害時に全国から応援に駆け付ける拠点となる川崎市消防総合訓練場について「緊急消防援助隊の活動拠点としての機能」を強化するため整備を行いました。	取組を完了	消防局	取組を完了しました。	-

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
III	防災住環境の推進 8 地域の不燃化促進	25 防災都市づくり基本計画の推進	大地震等の発生による大規模な災害に対し、発災前の防災・減災に向けた予防的な対策と、発災後のすみやかな都市復興を可能とするための事前の備えについての取組を進め、災害に強い都市づくりを推進します。	平成26年度に策定した「防災都市づくり基本計画」を踏まえ、地震被害想定が多角的な分析から防災・減災に資する都市計画手法等を検討のうえ、対策実施に向けた取組を実施	まちづくり局 危機管理室 関係局	・平成29年3月に策定した「防災都市づくり基本計画推進事業取組方針」に基づき、防災関連事業の情報の取りまとめ・共有化を実施しました。	B
		26 密集市街地の改善	人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地において人的・物的被害を大幅に軽減させるためのまちづくりを推進します。 ※平成24年10月12日に国土交通省が「地震時等に著しく危険な密集市街地」として指定した地区が、市内には2地区(3町丁目)存在しています。	人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区を選定し、当該地区において建築物の不燃化対策等を推進することにより、地震被害想定調査(H21)で想定された火災延焼による建物被害をできるだけ早期に3割削減を推進 毎年度の建物更新をGISシステムに反映させたうえで延焼シミュレーションを実施し、焼失棟数の削減割合を把握する	まちづくり局	・平成28年3月策定の新たな取組方針に基づき、防災面の課題が特に大きい小田周辺地区と幸町周辺地区を不燃化重点対策地区として位置付け、不燃化推進条例を平成28年12月に制定(平成29年7月全面施行)、抜本的に制度を見直した補助要綱等を平成29年3月に制定、平成29年度から各種補助制度を実施しています。 【5ヶ年の実績(H28~R2)】 ・不燃化推進条例と補助制度の活用により、住宅等の不燃化(老朽建築物除却工事補助・耐火性能強化工事補助)280件、防災空地の整備3件、共同化(調査設計計画)1件を実施しました。	B
		27 建物の出火率の低減	建物が密集した市街地における大地震発生時の火災対策として、個々の建物からの出火を抑制する取組を推進します。	国の「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を踏まえ、感震ブレーカーの普及に向けた広報を継続するとともに、更なる普及促進に向けた方策について検討	危機管理室 関係局	・防災でまえ講座、各種イベント等を通じて、感震ブレーカーについての全市的な啓発を推進しました。 ・平成28年度に国が公表した密集市街地の川崎区小田2・3丁目周辺地区及び幸区幸町3丁目周辺地区の約200世帯を対象に無償で感震ブレーカーを配布するモデル事業を実施し、平成29年度には対象エリアの3町会の町会長へヒアリングを実施しました。 ・平成29年度に感震ブレーカーの啓発チラシを30,000枚作成し、平成30年度に本市不燃化重点対策地区(約17,000世帯)へ配布、イベントや区役所等でも配布し、周知を実施しました。 ・平成29年度から関係局区と不燃化対策に関する取組を共有し、連携体制を確認しました。 ・令和2年度に九都県市にて、感震ブレーカーの普及方策等を検討し、九都県市で作成する防災首都圏ネットHPで広報するとともに、本市でも感震ブレーカーのHPを作成し、周知を実施しました。	B
		28 民間再開発の誘導による公開空地の確保	工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に併せ事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。	低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン等を活用し、民間再開発事業者等と協議・調整し、公開空地確保や防災拠点機能の導入を図り、耐震・耐火性能に優れた市街地形成を促進	まちづくり局	・公開空地の確保や防災拠点機能の導入に向けて、低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン等に基づき民間事業者等と協議・調整を実施し、耐震・耐火性能に優れた市街地形成を促進しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
9 身近な危険回避対策	29	公園緑地の整備推進	大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。	公園緑地は一時避難場所や延焼防止等の機能を持つため、借地公園制度や国交付金の活用等により整備促進、街区公園等の身近な公園は救援活動場所や救援物資等の集積場所等の役割が期待されることから、部署間で連携して整備計画を策定し、防災に配慮した公園施設の整備促進、徒歩帰宅者への支援として、広域避難場所と指定されている公園や幹線道路沿いの公園は太陽光発電による広域避難場所の標識や公園灯などの整備推進	建設緑政局 各区役所	・各年度において、計画的に公園のソーラー照明灯及び広域案内板の設置のための工事を実施しました。	B
	30	危険なブロック塀の改善・指導の実施	平成9年から平成11年までの3年間で実施した、幅員1.8m以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等(約300件)の耐震改修のための啓発・指導を実施します。	危険なブロック塀等の改善・指導を実施	まちづくり局	・倒壊の恐れがあるブロック塀等について、追跡調査を行い、改善がみられないものについて(95件)指導を実施しました。 (調査が20年以上前のため、新たに設置されたブロック塀がある等課題があります) ・平成30年11月よりブロック塀等撤去促進助成金を開始し、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を推進しました。(助成件数191件)	B
	31	落下危険物の改善・指導の実施	屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。	転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施、屋外広告物許可の更新申請の際に一定の規模を超えた広告物について安全点検を求め、申請者へ更新の案内を送付する際に広告物の安全管理についてのチラシを同封、消防局が主催する「複合ビルの危害防止に関する説明会」にて、屋外広告物の適正管理の普及啓発	建設緑政局	・屋外広告物許可更新対象者に対するチラシ送付や、キャンペーンなどにより、屋外広告物の安全対策に関する啓発活動を実施しました。 ・また、消防局所管の雑居ビル対策連絡協議会による「小規模雑居ビル夜間一斉合同特別立入検査」などにより、路上違反広告物の是正指導及び除却実施を行いました。 ・令和元年度には川崎市屋外広告物条例施行規則を改正し、許可更新申請時の安全点検について、一定規模以上の広告物について有資格者による点検を義務付けるとともに、点検対象広告物の拡大を行いました。	B
	32	屋内収容物の地震対策の普及・促進	阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物(家具、家電等)の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。	一人暮らし等の高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具の取付を実施していくとともに、「ぼうさい出前講座」の実施や、防災啓発冊子等の配布を通じて普及啓発	健康福祉局 危機管理室	・一人暮らし等の高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具の取付を実施しました。(取付業務委託 H28~R2 受付61件)(健康福祉局) ・「ぼうさい出前講座」の実施機会や啓発冊子「備える。かわさき」の配布等を通じ、家具の転倒防止の必要性を説明しました。(危機管理室)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価	
施策の柱	行動計画							
10	交通障害の防止	33	道路機能の早期回復体制の整備	液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。	関係事業者との情報の共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復を推進	建設緑政局	・道路機能の早期回復体制の整備については、川崎建設業協会、神奈川建設重機協同組合や占用企業者等と緊急輸送道路の確保が最優先であることを確認するとともに、各部署間の横方向の情報共有が重要であることとして机上訓練などを実施しました。 ・また、緊急輸送道路については、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会でネットワーク路線の修正や被害状況の受電訓練を実施しました。	B
		34	応急復旧(占用)工事の効率化	大地震等の発生時における復旧工事に際し、工事箇所、時期等を占用事業者(ライフライン企業等)が相互に調整し、交通支障の軽減を図るとともに、復旧時間の短縮を図ります。	取組を完了	建設緑政局	取組を完了しました。	-
		35	橋りょうの耐震化	緊急輸送道路に架かる重要な橋りょうや比較的規模の大きい橋りょう124橋の耐震対策(I期)が概ね完了しています。今後は、重要な橋りょうの耐震性能を向上させるとともに、生活道路に架かる未対策な橋りょうについても、耐震対策(II期)を実施していきます。 ※緊急輸送道路上の「歩道橋」(90橋)については、耐震対策を完了しています。	【NO.13参照】	建設緑政局	再掲	-
		36	緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知徹底	神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識33基について、市民(道路利用者)への周知を図っていきます。	緊急輸送道路・緊急交通路は、引き続き、市ホームページなどを活用し、周知	建設緑政局	・緊急輸送道路の情報について、市ホームページにて周知を行いました。	B
		37	危険なブロック塀の改善・指導の実施	平成9年から平成11年までの3年間で実施した、幅員1.8m以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等(約300件)の耐震改修のための啓発・指導を実施します。	【NO.30参照】	まちづくり局	再掲	-
		38	落下危険物の改善・指導の実施	屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。	【NO.31参照】	建設緑政局	再掲	-
		39	川崎市宅地防災工事助成金制度の充実	大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。	【NO.17参照】	まちづくり局	再掲	-

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
		40 川崎港海底トンネルの機能強化	川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルが災害時に機能を発揮できるよう整備を推進します。また、東扇島で活動する企業の従業員や公園利用者等を市街地へ誘導するため、川崎港海底トンネルの人道を安全に利用するため整備を推進します。さらに、現在整備が進んでいる水江町から東扇島までの区間をつなぐ臨港道路について、緊急輸送道路に指定することを検討しています。	川崎港海底トンネルの防災機能強化に向けた取組を推進	港湾局	<ul style="list-style-type: none"> 川崎港海底トンネルの耐震性向上に向け、検討や工事を実施しました。 緊急物資輸送路を確保するための川崎港海底トンネル本体の防食機能維持に向けた基本設計を実施し、本工事に向けた準備を行いました。 川崎港海底トンネル利用者の安全を確保するための付帯設備改修工事を随時行いました。 	B
	11 高層住宅対策	41 エレベーターの早期復旧体制の構築	大地震等の発生時には、エレベーターの停止による閉じ込めや高層階における移動困難等の被害が想定されることから、これらを早期に救助・復旧するための体制を構築していきます。	神奈川県等と連携し、保守会社等による復旧体制の構築を推進	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 4県市危機管理対策推進協議会において大規模地震発生時の高層ビル等の対策について検討し、(社)日本エレベーター協会加盟事業者を通じて、高層ビル・マンションの管理者に対する普及啓発を実施するとともに、普及啓発コンテンツをホームページに掲載しました。 	B
		42 高層住宅における地震被害特性の調査・啓発	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	高層集合住宅における地震被害の特性について防災啓発冊子等を通じた普及・啓発	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 「備える。かわさき」等の啓発冊子の配布を通じ、高層集合住宅における地震被害の特性について普及啓発しました。 高層集合住宅の居住者を対象とした「ぼうさい出前講座」では、特有の被害やリスクの説明等を重点的に実施しました。 	B
		43 緊急地震速報の活用	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	同報系防災行政無線による緊急地震速報の放送を開始、市施設、市立学校等の緊急地震速報の自動放送を拡充	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 構内放送設備による緊急地震速報の自動放送に対応した施設の拡充を行いました。(計267箇所) 	B
		44 高層集合住宅の震災対策	震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層集合住宅の高層階に居住する方々が自立生活を送ることができるよう、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」に基づき、震災対策用施設(防災備蓄スペース及び防災対応トイレ)の整備を推進・誘導します。	地階を除く階数10以上で共同住宅の用途に供するもの(共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。)を対象に、各年度10棟程度に対して適合証を交付することを目標として、震災対策用施設の整備に努めるよう周知・普及啓発	まちづくり局	<ul style="list-style-type: none"> 本要綱の手続きにおいて、高層集合住宅の事業計画時や既存のマンション管理組合に対して説明する等、積極的に制度の広報を実施したことにより、H28年度からR2年度までの5年間の取組実績として、マンション36棟に対し整備基準適合証を交付しました。 	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標	施策の柱	施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28～R2) 総括	総合評価
	行動計画						
IV	臨海部等の安全対策						
	12 コンビナート対策	45	石油コンビナート等特別防災区域での各種災害に対応した自衛防災組織及び共同防災組織との訓練を通じ、災害対応力の強化を図ります。	自衛消防隊及び共同防災組織との合同訓練を通じて連携を強化し、災害対応力を向上	消防局	・石油コンビナート災害警防活動指針に基づき、災害対応時の連携強化を目的とするともに、石油コンビナート等特別防災区域内で火災が発生と想定し、情報収集及び放水活動訓練を毎年度実施しました。	B
		46	長周期地震動対策 海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。平成15年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成16年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及啓発やコンビナート地域の安全対策の指導を推進	危機管理室 関係局 消防局	・九都府市で実施した石油コンビナートの強靱化に関する共同研究結果に基づき、国に対する要望活動を九都府市及び本市単独で実施し、国・県・本市で連携した防災対策の推進を図りました。 ・神奈川県石油コンビナート防災本部図上訓練や県石油コンビナート防災本部会議等へ参加し、関係機関等との連携強化を行いました。 ・臨海部事業所等の防災訓練や会議に参加し、情報共有等を行い、関係強化に努めました。 ・周辺住民や事業者向けに石油コンビナートに関する防災講座を開催するとともに、川崎臨海部の防災対策パンフレットを各種イベントや区役所等で配布し、防災対策の周知を行いました。	B
		47	屋外タンクの耐震化対策の推進 旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンクのタンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。 浮き屋根式特定屋外タンクについては、長周期地震動によるスロッシング対策として液面高さを下げる措置及び浮き屋根の構造強化等の耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。なお、液面高さについては平成19年3月31日までに措置されており、タンク容量により異なりますが、平成29年3月31日までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き早期耐震改修を指導していきます。	改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導	消防局	・令和6年3月31日に改修期限が設定されていますが、危険物担当者講習会及び立入検査等を通じて早期耐震改修を指導し、改修率を上げることができました。 ・引き続き、早期耐震化を指導し、改修期限前に対象タンクすべてを適合させます。 ・タンク本体の耐震及び地盤の液状化対策 ※1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所:438基中431基適合済み(7基は休止による適合延長中のため改修率は100%)平成25年12月で完了 ※500キロリットル以上1,000キロリットル未満の準特定屋外タンク貯蔵所:224基中210基適合済み(14基は休止による適合延長中のため改修率は100%)平成29年3月で完了 ・長周期地震動によるスロッシング対策 ※浮き屋根式特定屋外タンク:64基中55基適合済み(9基は休止による適合延長中のため改修率は100%)平成29年4月で完了 ・浮き蓋の耐震化等対策 ※内部浮き蓋付き特定屋外タンク:60基中41基適合済み(改修率は65.5%)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標	施策の柱		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価	
	行動計画								
			48	臨海部民間施設との情報共有体制の確立	臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保するための課題について協議・検討を行います。	川崎臨海部防災協議会や川崎市危機管理協議会等にて、継続して防災・減災に関する事項、企業行政間連携、企業の事業継続に係る事項の協議・検討、訓練等を通じて検証を実施	危機管理室 港湾局	<ul style="list-style-type: none"> 川崎臨海部防災協議会を開催し、防災対策について、情報共有や意見交換を実施し、関係機関等との連携強化を行いました。 臨海部広域防災訓練を実施し、実動訓練として、船舶等を活用した孤立化対策訓練の実施、情報受伝達訓練として、メーリングリストや県石油コンビナート防災相互無線を活用した訓練を実施し、関係機関等と、災害時の対応確認・連携強化を推進しました。(危機管理室) 川崎臨海部広域防災訓練への参加を通して、災害時における立地企業との連携強化を推進しました。(港湾局) 	B
			49	臨海部緊急輸送道路の機能確保	救援物資等の輸送を円滑かつ確実にを行うため、臨海部の緊急輸送道路の段差抑制対策を推進します。	救援物資等の輸送を円滑かつ確実にを行うための対策工事を推進します。	港湾局	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路としての機能を確保するため、埋設管付近の段差抑制対策工事を実施し、平成30年度に完了しました。(対象:6工区) 	B
			50	臨海部防災対策計画の推進	臨海部における災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な事項を定め、地震・事故等の災害から市民及び従業員等の生命、身体、財産を保護することを目的とする計画を策定し、臨海部の防災対策を推進します。	神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえ、臨海部防災対策計画を見直し、引き続き臨海部の防災対策を推進	危機管理室 港湾局	<ul style="list-style-type: none"> 県の石油コンビナート等防災計画の修正等を踏まえ、臨海部防災対策計画を平成29年、令和2年に修正し、市民や臨海部の事業所等への周知を行いました。 神奈川県石油コンビナート防災本部図上訓練へ関係機関とともに参加し、参加機関等との情報共有・連携強化に努めました。(危機管理室) 石油コンビナート等特別防災区域における災害発生時の対応及び関係各機関同士の連携を推進しました。(港湾局) 	B
			51	同報無線受信機の整備と情報伝達の強化	同報無線受信機の整備により、災害時に速やかに危険を知らせ、避難を行うことにより、被害を最小限にします。	取組を完了	港湾局 関係局	取組を完了しました。	-
			52	川崎港海底トンネルの機能強化	川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルが災害時に機能を発揮できるよう整備を推進します。また、東扇島で活動する企業の従業員や公園利用者等を市街地へ誘導するため、川崎港海底トンネルの人道を安全に利用するため整備を推進します。さらに、現在整備が進んでいる水江町から東扇島までの区間をつなぐ臨港道路について、緊急輸送道路に指定することを検討しています。	【NO.40参照】	港湾局	再掲	-

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価	
施策の柱	行動計画							
13	液状化対策	53	マンホール等埋設物の浮き上がり防止の推進	マンホール等の更新・埋設工事の際に、下水道工事標準仕様書に埋戻しの施工方法について規定し、工事の監督業務を通じて、大地震等の発生時における陥没、マンホール・管路の浮き上がりを防止する対策を図るよう、徹底していきます。	下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、マンホール等埋設物の浮き上がり防止を推進	上下水道局	・下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、道路陥没、マンホール・管路の浮き上がり防止を推進しました。	B
		54	道路機能の早期回復体制の整備	液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。	【NO.33参照】	建設緑政局	再掲	—
		55	港湾施設の耐震化	大規模地震発生時における救援物資等の輸送機能を確保するため、港湾計画において計画されている5つの岸壁のうち既に整備が完了している岸壁を除く、3つの岸壁の耐震化を推進します。また、川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルの耐震化を推進します。	【NO.14参照】	港湾局	再掲	—
		56	屋外タンクの耐震化対策の推進	旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンクのタンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。浮き屋根式特定屋外タンクについては、長周期地震動によるスロッシング対策として液面高さを下げる措置及び浮き屋根の構造強化等の耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。なお、液面高さについては平成19年3月31日までに措置されております。タンク容量により異なりますが、平成29年3月31日までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き早期耐震改修を指導していきます。	【NO.47参照】	消防局	再掲	—
		57	臨海部民間施設との情報共有体制の確立	臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保するための課題について協議・検討を行います。	【NO.48参照】	危機管理室	再掲	—
		58	臨海部緊急輸送道路の機能確保	救援物資等の輸送を円滑かつ確実にを行うため臨海部の緊急輸送道路の段差抑制対策を推進します。	【NO.49参照】	港湾局	再掲	—

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
14 長周期地震動対策の推進	59 長周期地震動対策		海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。平成15年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成16年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。	【NO.46参照】	危機管理室 関係局	再掲	—
		60 高層住宅における地震被害特性の啓発	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	高層集合住宅における地震被害の特性について防災啓発冊子等を通じた普及・啓発を実施	危機管理室	・「備える。かわさき」等の啓発冊子の配布を通じ、高層集合住宅における地震被害の特性について普及啓発しました。 ・高層集合住宅の居住者を対象とした「ぼうさい出前講座」では、特有の被害やリスクの説明等を重点的に実施しました。	B
		61 屋内収容物の地震対策の普及・促進	阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物(家具、家電等)の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。	【NO.32参照】	健康福祉局 危機管理室	再掲	—
		62 高層集合住宅の震災対策	震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層集合住宅の高層階に居住する方々が自立生活を送ることができるよう、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」に基づき、震災対策用施設(防災備蓄スペース及び防災対応トイレ)の整備を推進・誘導します。	【NO.44参照】	まちづくり局	再掲	—

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
地域防災力の向上(被害軽減を助長するための防災力の向上)							
V 地域における防災環境の整備							
	15 地域防災力・活動実効力の向上	63 自主防災組織の活動支援	自主防災組織の活動の活性化や地域防災力の向上に資するため、「自主防災組織の手引」等を用いて、防災訓練や啓発活動等、日頃からの地域活動を推奨するとともに、助成制度の活用を推進します。 ※平成27年度10月1日現在の自主防災組織結成数は、726組織です。	自主防災組織の結成や活動について「自主防災組織の手引き」等を活用し、各種訓練や啓発活動への支援を実施、自主防災組織活動助成制度の活用を推進し、自主防災活動の活発化や地域防災力の向上を推進	危機管理室 各区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成や活動支援活動を行った結果、自主防災組織の結成数も、730から757組織へと増加しました。 ・各種助成制度に基づき、訓練や啓発活動の支援を実施し、訓練等の回数及び助成金の交付件数について増加傾向を継続していました。(※新型コロナウイルス感染症のまん延等がみられるようになってからは減少に転じましたが、それ以前は訓練回数は増加傾向でした。)(危機管理室) ・自主防災組織による防災訓練や啓発活動等、日頃からの地域活動を推奨するとともに、助成制度の活用を推進し地域防災力の向上を図ることができました。(各区) 	B
		64 自主防災組織の防災資器材の整備に対する助成制度の推進	災害発生初期段階における人命の救出救助活動や初期消火活動は、地域住民の力によるところが大きいため、地域が資器材を十分に保有するための助成制度の活用を推進します。	自主防災組織が利用しやすい制度や品目の見直しを図るとともに、助成制度の活用を推進し、地域防災力の向上を推進	危機管理室 各区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織へ助成制度の活用を推進し、地域防災力の向上を図ることができました。 ・申請期限を設ける等、補助率の上限50%による交付ができるよう制度運用の見直しを図り、多くの自主防災組織へ助成制度の活用を推進することができました。(危機管理室、各区) 	B
		65 住民(自主防災組織)によるハザードマップの作成及び訓練の実施	地域の危険箇所等を表示したハザードマップを、地域住民の手で作成してもらうよう、自主防災組織等に働きかけていくとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施します。	自主防災組織等にハザードマップ作成の普及・促進を図り、地域の中での危険箇所の把握や対策への活用を推進	各区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・防災研修、講座、訓練等のあらゆる機会を活用し、ハザードマップを周知し、地域住民の居住地周辺で発生し得る災害について把握を促すことができました。 	B
		66 防災訓練の効果的な推進	防災訓練は、地域防災の観点から重要な位置付けであることから、継続して効果的な訓練を実施していきます。	地域住民が積極的に参加できる訓練を企画するとともに、自主防災組織の訓練を推進します。防災週間等に、市民、市民団体及び防災関係機関等との連携による市総合防災訓練を実施して地域防災力の向上に向けた取組を進めるとともに、防災フェアを合同開催し、災害体験や防災展示を通して防災・減災に関する意識の向上を推進	危機管理室 各区役所 消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・各年において、市民、地域住民が積極的に参加できる防災訓練として災害体験等を企画・実施し、地域防災力の向上に向けた取組を進めることができました。 ・昨今の新型コロナウイルス感染症により、集客などの方向性を再考する必要も出てきており、開催数のみではなく、地域特性等を考慮するなど内容もより検討した訓練を実施しました。(危機管理室、区) 	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価	
施策の柱	行動計画							
		67	学生等を交えた防災訓練の実施	大地震等の発生時におけるマンパワーの向上に向け、中学生以上を対象とした防災訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の児童、生徒及び学生等を交えた防災の取組を推進していきます。	市総合防災訓練の機会等を活用し、初期消火訓練や避難所体験訓練への地域の児童・生徒の参加や、応急医療活動訓練への看護学生等の参加を促進	危機管理室 各区役所	・市総合防災訓練や各区総合防災訓練の機会等を活用し、初期消火訓練や避難所体験訓練への地域の児童・生徒の参加や、応急医療活動訓練への看護学生等の参加を促進し、防災への取り組みを推進しました。 ・若年ファミリー等をターゲットとした防災学習・防災訓練等を企画・実施し、地域防災力の向上を図ることができました。 (危機管理室、区)	B
		68	大規模施設における防災体制の強化	大地震等の発生に備え、不特定多数の者等が利用する大規模な防火対象物の防災体制を強化するため、防災管理者の資格取得及び自衛消防組織の設置を推進します。	防火・防災管理者講習会及び自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供し、受講等を指導することで、大規模施設における防災体制の強化を推進	消防局	・防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び自衛消防組織の設置等の届出並びに各届出に基づく防災管理業務の実施について指導することにより、大規模施設等における防災体制の強化を推進しました。	B
		69	災害図上訓練の推進	楽しみながら参加でき、自らの地域を題材として実施することができるなど、地域の方が取り組みやすい災害図上訓練の導入を推進します。	地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練を検討し、研修の開催等により災害対応力の向上を推進	危機管理室 各区役所	・地域防災のリーダー等に対して、楽しみながら参加でき自らの地域を題材として実施することができる地域の方が取り組みやすい災害図上訓練を実施することで、地域災害対応力の向上に寄与しました。(危機管理室、区)	B
		70	町内会・自治会会館の耐震化	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、整備に対する費用の一部について補助金を交付することにより、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに耐震化を図ります。	【No.12参照】	市民文化局	再掲	-
		71	緊急地震速報の活用	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます	【No.43再掲】	危機管理室	再掲	-

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価	
施策の柱	行動計画							
		72 地域住民との協働による防災まちづくりに向けた検討	地域住民と防災上の課題の共有化を図りながら、防災コミュニティの形成を支援し、防災関連の各施策とも横断的な連携のもとで、地域の実情に応じた地域主体の防災まちづくりの本格実施に向けたモデル地区での試行を推進します。	平成28年度は、防災まちづくりモデル地区の検証、平成29年度以降は大きな焼失被害の発生が懸念される地区から毎年優先的に取組む地区を抽出し、地域住民との協働による防災まちづくりのための計画を策定し、地域住民が主体となった計画推進のフォローアップを実施。その他、各種協議会や区民会議等を通じて、地域住民等による防災まちづくりの課題解決に向けた協議を推進	まちづくり局 区役所	(防災まちづくり関係) ・平成28年度までの防災まちづくりモデル地区の検証を経て、平成29年度から毎年3地区を選定し、それぞれの地区で3年間の防災まちづくり支援を実施しました。 ・各地区で年4回ワークショップやイベント等を実施し、地域主体の防災活動を喚起して、自助・共助による災害に強いまちづくりを推進しました。 ・各地区では、ブロック塀の改修や消火資器材の購入といったハード面の取組や、避難困難者への支援や民間事業者との協定締結といったソフトの取組が地域主体で行われ、地域防災力の向上に寄与しました。(まちづくり局) (その他の各区取組) ・各自主防災組織の実情に合わせた、地区防災計画策定に向けて取り組みを推進しました。(幸区) ・平成25年度に区民会議で提案された家具転倒防止策事業を継続して実施しました。(麻生区)	B	
	16 企業防災の促進	73 事業継続計画(BCP)の策定・促進	大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図り、もって経済被害の減少につなげるため、あらゆる機会を利用し、市内企業に対してBCPの早期策定を働きかけていきます。	大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図り、もって経済被害の減少につなげるため、川崎商工会議所等経済団体との協力や川崎市防災協力連絡会などを通じて、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を実施	経済労働局 危機管理室	・当該計画期間においては、企業のBCP策定推進に向けた周知・啓発を主たる事業として行ってきましたが、令和2年度においては、実効性の強化を図るため、補助金制度を創設しました。 ・中小企業におけるBCPの策定率は未だに低迷しているため、今後も引き続き、啓発をはじめとする策定促進を行います。	B	
		74 緊急地震速報の活用	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	【No.43再掲】	危機管理室	再掲	-	
VI	企業等との連携強化	17 企業との連携	75 企業が持つ防災資源の提供や企業による人的支援の協力体制の推進	大地震等の発生時における初期活動への支援や、一時避難場所としての敷地提供等のほか、平時における防災活動への協力などについて、企業に働きかけを行い、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等である川崎市防災協力事業所の登録を促進していきます。	川崎市防災協力連絡会の開催、企業・事業所向けの防災啓発冊子や「ぼうさい出前講座」、防災イベント等を通じて、川崎市防災協力事業所の登録を促進	危機管理室	・企業・事業所向けの防災啓発冊子や「ぼうさい出前講座」や防災イベント、市のホームページ等を通じて、川崎市防災協力事業所の登録を促進しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
18 ボランティアとの連携	76 災害時応援協定等の充実	川崎市が締結している災害時の応援協定等が有効に機能するか、訓練等を通じて実効性を検証し、必要に応じて協定内容の見直しを行います。	各種訓練を通じて災害時応援協定等の実効性を検証し、必要に応じて内容の見直しや新たな協定の締結を行い、災害時応援協定等の充実を推進	危機管理室 関係局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害経験自治体へのヒアリングや、訓練を通じた災害時協定の有効性の確認等を通じて、適宜新規災害時協定の締結し、災害時応援協定の充実を推進しました。(危機管理室、関係局区) ・各局へ協定の実効性確認の通知を发出し、災害時協定の緊急連絡先・協定内容の更新を実施し、災害時協定の実効性を確保しました。 ・訓練実施については昨今の感染症対策の課題はありますが、物資受援訓練など、実施出来る課題を検討しつつ、災害時協定を想定した訓練を積極的に実施しました。(危機管理室) 	B	
	77 地域防災力の充実・強化	大地震等の発生時には、同時多発的に火災が発生し、また広範囲化する可能性があることから、公設消防力のみを想定した初動対応では消防力等が不足する恐れがあることから、自主防災組織や企業等への訓練指導を行っていきます。さらに、阪神・淡路大震災をはじめとした過去の大規模災害を見ても、迅速な初期消火により延焼拡大をくい止める奏功事例も多数あることから、地元企業の持つ消防力との連携を強化する等により地域防災力を向上します。また、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等である川崎市防災協力事業所の登録を促進していきます。	市内企業との連携や、企業・事業所向けの防災啓発を行い、防災協力事業所の登録を促進します。また、関係機関と調整しながら、自主防災組織や企業等における訓練指導を積極的に実施	危機管理室 関係局	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業のBCP策定推進に向けた啓発冊子「BCP作成のススメ」の作成や防災シンポジウム等の防災啓発イベント等への参加呼びかけ、防災協力事業所向けの研修会やアンケートの実施等を行い、防災協力事業所制度の取り組みを推進しました。 	B	
	78 専門性の高い市民ボランティアの確保	大地震等の発生時の応急活動に役立つ資格や技能を持った専門性の高い人材を把握し、登録することによって、発災直後の混乱期から機能的に活動できるように体制を整備していきます。	専門性の高い市民ボランティアの人材確保に努めるとともに、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築し、訓練等による検証を通じて、実効性を向上を促進	危機管理室 関係局	<ul style="list-style-type: none"> ・国等が主催する三者連携に向けた会議等への参加や市総合防災訓練を通じて、専門ボランティアの活用や専門性の高いNPO等の災害ボランティア関係団体との連携体制の構築に向けた課題等について、関係局、関係機関と情報共有を行い、検討を行いました。 	B	
79 ボランティアとの連携体制の構築	大地震等の発生時には市内に居住するボランティアをはじめ、遠隔地からの多くのボランティアが活動することが想定されるので、その受入れ体制と連携体制を構築します。 ※川崎市、川崎市社会福祉協議会、公益財団法人かわさき市民活動センターで災害ボランティアセンター立ち上げに関する協定を締結しています。	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等により、連携体制を維持していくとともに、各区センターの運用方法やボランティアとの連携方法のあり方について検討を推進	危機管理室 関係局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係局、団体等と連携して災害ボランティアセンターに係る訓練や会議を実施し、災害時における実効的な運用体制や相互の役割分担について確認しました。 ・令和元年9月に、川崎青年会議所及び市社会福祉協議会と災害時連携の協定を締結し、災害時における運用体制の強化を図りました。 ・令和元年東日本台風対応においては、協定に基づき災害ボランティアセンターを実際に設置し、災害時対応を行うとともに、実際の対応を踏まえ、課題の検証や協定の見直し、改善策等の検討を行いました。 	B		

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
VII	防災意識の醸成 19 地域防災に関する調査・研究の実施	80 長周期地震動対策	海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。平成15年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成16年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。	【NO.46参照】	危機管理室 関係局 消防局	再掲	—
		81 高層住宅における地震被害特性の啓発	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	【NO.42参照】	危機管理室	再掲	—
		82 既存不適格建物の耐震化促進に向けた調査・研究	自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。	【No.3参照】	まちづくり局	再掲	—
	20 防災教育活動の推進	83 防災教育用テキストの活用	各学校に防災学習テキストを配付し、教育機関における防災教育を推進します。(小学校1・2・3年生用、小学校4・5・6年生用、中学生・高校生用)	防災学習テキストの見直しと修正を図るとともに、各学校は避難訓練に併せて防災教育の実施、防災学習テキストや備蓄物資を活用した防災教育を実施し、防災リーフレットを児童に配布等により、防災意識の向上を推進	教育委員会	・毎年、防災学習テキストや児童生徒用備蓄物資の配布や各学校における避難訓練の実施等の取組を継続的にを行い、防災意識の向上を推進しました。	B
	84 学生を交えた防災訓練の実施	大地震等の発生時におけるマンパワーの必要性を鑑み、中学生以上による実動訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の児童、生徒及び学生等を交えた防災訓練を推進していきます。	【NO.67参照】	各区役所 危機管理室	再掲	—	

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価	
施策の柱	行動計画							
21 防災研修環境の整備	85	市民等への防災啓発の推進	「ぼうさい出前講座」や防災イベント等を通じ、市民等へ防災知識の普及啓発を促進していきます。また、防災啓発冊子を継続的に発行するなど、自助・共助の促進を図るとともに、防災に関する資料を収集・整理した「ぼうさいライブラリー」の利用を促進するなど、地域における自助・共助の取組促進への支援をしていきます。	「ぼうさい出前講座」や防災イベント等の開催、防災啓発冊子等や市防災関連情報の提供を行う印刷物の配布、「ぼうさいライブラリー」の利用を促進、市が実施する防災事業において、川崎市防災インストラクター等、地域の防災活動者を活用する等の啓発を推進	危機管理室	・出前講座や防災イベントの開催、資料貸出、「備える。かわさき」をはじめとした各種防災啓発冊子の配布、各種広告媒体の活用等、時期を捉えた防災広報の実施などを通じて市民への普及啓発を推進しました。	B	
		86	リスクコミュニケーションの普及・促進	地域住民が自らの地域の危険度を認識し、情報を共有することにより、自助・共助の理念の普及と地域防災力の向上を図ります。	災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成を通して、リスクコミュニケーションの手法を広く周知し、地域やコミュニティレベルでの情報の共有を促進	危機管理室 各区役所	・地域防災のリーダー等に対して、my減災マップの作成やHUG等を活用した訓練・研修会などを実施し、災害対応力の向上を推進することができました。 ・令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、改めて自助・共助の重要性や必要性について周知啓発を促進しました。 (危機管理室) ・地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練の研修を実施し、災害対応力の向上を推進しました。 ・ハザードマップマップを活用した訓練・研修会を実施しました。 (各区)	B
		87	災害図上訓練(DIG)の推進	楽しみながら参加でき、自らの地域を題材として実施することができるなど、地域の方が取組みやすい災害図上訓練の導入を推進します。	【NO.69参照】	危機管理室	再掲	-
市民生活の安定と都市復興(震災からの回復力の向上)								
Ⅷ 行政機能の保持								
22 行政の業務継続力の向上	88	業務継続計画の策定・充実	業務継続計画に基づく研修・訓練等により、計画の実効性の検証を行い、その検証結果を計画に反映させることにより、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。	研修・訓練等により、計画の実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を行うことにより、本市における初動体制・応急体制の充実を推進	危機管理室 全局(室)区	・各局室区にて様々な内容の研修・訓練を実施し、それを踏まえて各所属の災害対応マニュアルの改訂等を行うことにより、本市における初動体制・応急体制の充実を推進しました。 (危機管理室、各局室区) ・令和2年度には、過去の被災地派遣や令和元年東日本台風での災害対応の検証を踏まえ、計画の対象となる災害の範囲や発動基準、非常時優先業務の考え方等について抜本的な見直しを図り、本市の業務継続計画を震災対策編から自然災害対策編へと改訂しました。 (危機管理室)	B	
		89	図上訓練等による危機管理体制の強化	中央防災会議が公表した19タイプの想定地震等で想定される危機に対し、図上訓練等を実施し、危機管理体制の強化に努めます。	九都県市合同図上訓練等の実施を通して各種防災計画や業務継続計画等を検証するなど、危機管理体制の強化を推進	危機管理室	・各年、九都県市で連携した図上訓練を継続的に実施し、広域連携の強化を推進しました。また、本市独自でも毎年風水害、地震を想定した本部事務局開設運営図上訓練を2回実施し、市における危機管理体制の強化に努めました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
23 情報収集 処理・広 報の強 化・運用	90	初動対応の整備による危機管理体制の強化・充実	大地震等の突発的な災害・危機事象発生に対する初動対応、災害対策本部設置等の迅速化を図るため、宿日直及び当直体制等の初動体制の検証、関係職員への研修・訓練等を行い、引き続き全庁的な初動体制の強化に努めます。	災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ確かな対応を実施できるよう、研修・訓練等を実施し、初動体制の強化を推進	危機管理室 各区役所	・危機管理リーダーと危機管理情報員の宿日直体制を構築・運用し、夜間・休日の対応が強化されました。 ・避難所運営要員の早期指定により、避難所を開けることができる体制を確保できました。(危機管理室) ・継続して区職員の防災意識や災害対応能力の向上を目的とした研修や訓練等を開催することで、区における初動体制の強化を図ることができました。(各区)	B
	91	緊急地震速報の活用	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	【NO.43参照】	危機管理室	再掲	-
	92	総合防災情報システムの運用	総合防災情報システムの運用により、通報情報、対応状況、被害情報等の一元管理と共有により、的確な応急活動を実施します。	総合防災情報システム及び関連システムの安定的かつ円滑な運用を推進、情報収集・伝達能力の向上のためシステムの機能強化を実施、次期防災情報システムの導入を検討	危機管理室	・平成21年3月から稼働している旧・総合防災情報システムにて顕在化した課題を解決するため、次期システムの導入に向けた計画の策定と開発を進めました。	B
	93	災害情報カメラの整備・運用	市内の災害状況を正確・迅速に把握し、情報の共有化と的確な応急活動の意思決定を支援するため、災害情報カメラの整備を行います。	定期的な点検、修繕により正常な機能を維持します。次期更新に向け、機能拡張(増設を含む)等の再整備の検討	危機管理室	・災害情報カメラの整備を行い、市内の災害状況を正確・迅速に把握できる環境を維持しました。	B
	94	安否確認システムの運用	大地震等の発生時に、相互に安否確認がとれない市民のために、総合防災情報システムの安否情報検索機能の利用について周知していきます。	市HP、チラシ、メールニュースかわさき等で、市民への広報を継続し、利用を促進	危機管理室	・大地震等の発生時の安否確認方法について、様々な媒体で周知しました。	B
	95	防災情報ポータルサイトの運用	市民が必要とする情報を適時に提供できるよう、総合防災情報システムの防災情報ポータルサイトにおいて、防災情報、気象情報、災害情報、啓発広報等を発信していきます。	防災ポータルサイトにて、防災情報、気象情報、災害情報、啓発広報等、市民が必要とする情報を適時に掲載、防災情報ポータルサイトの利用を促進するため防災啓発冊子やチラシ等に案内を掲載	危機管理室	・防災ポータルサイトにより、適宜情報提供するとともに、同サイトの周知に努めました。	B
	96	災害時における広報の充実	大地震等の発生時においては、市民に対する的確な情報提供が不可欠であり、平時から備えておく必要があるため、本市が発表する様々な災害情報を迅速かつ効果的に、より多くの市民等に伝えることができるよう、広報の充実に努めます。	各種防災無線設備、総合防災情報システム等の情報通信システムを安定的に運用し、災害時に適切な情報伝達を実施、職員等を対象とした研修会等を開催等「やさしい日本語」を学ぶ機会を設置、災害時に適切な広報が実施できるよう、地域防災計画に定められている広報手法の充実に推進	危機管理室 関係局	・市が運営する、市ホームページ、メールニュースかわさき等の情報伝達手段に加え、Lアラート(災害情報共有システム)やシステム連携により、テレビ、ラジオ、民間ポータルサイト、民間アプリ等のメディアからも災害情報を入手できるよう環境を整備し、運用しました。 ・訓練や講座等の様々な機会を通じ、災害時の情報入手手段等について啓発しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価	
施策の柱	行動計画							
		97	区における災害時の情報収集、整理の充実・強化	総合防災情報システムを活用する等迅速な情報収集、整理等ができるよう、訓練等を通じて検証し、所要の見直しを行います。	区役所、支所、出張所等に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により正常な機能を維持、電子黒板の更新にてテレビ会議機能を導入し情報伝達の強化、区役所等における情報収集、整理のあり方について、訓練・研修等を実施し、初動体制の強化を推進	危機管理室 各区役所	<ul style="list-style-type: none"> 区役所、支所、出張所等に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持しました。 電子黒板の更新にてテレビ会議機能を導入し、情報伝達を強化しました。 各情報通信システム、無線機器の操作研修や訓練等を継続して実施し、初動体制の強化を推進しました。(危機管理室、各区) 	B
		98	医療機関等との情報伝達体制の整備	大地震等の発生時には、有線電話・携帯電話回線の輻輳が予想され、正確かつ迅速な情報伝達ができない可能性があるため、災害時医療拠点施設(6施設)に対し、相互通信が可能となる情報伝達体制の整備に向けて取り組んでいきます。	災害拠点病院に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により正常な機能を維持、各区の災害時医療救護体制の整備の中で、区の拠点となる施設のうち、機器の設置が完了していない施設に対し、相互通信が可能となる情報伝達体制の整備を推進	健康福祉局 危機管理室 関係局区	<ul style="list-style-type: none"> 災害時医療体制構築に向けた調整の1つとして、医療機関等との非常用通信手段の確保を目的として、MCA無線を市内全病院・全透析クリニック・医療関係団体・区役所及び市役所の計80か所に配備をすることができました。 各施設へ設置している無線等の管理・運用・保守を継続的に実施することができました。また、MCA無線については、定期的に通信テストを行い、操作等のスキル向上に繋がりました。 各区で実施されている災害対策連絡協議会災害時医療・救護部会に積極的に参加し、関係団体等に市の取組等周知することができました。(健康福祉局、危機管理室、病院局) 	B
		99	同報系防災行政無線の再整備	避難所等に集まった市民に対し、災害情報などを迅速・確実に伝達するため、同報系防災行政無線のデジタル化・再整備を行います。	土砂災害警戒区域、津波浸水予想地域等に屋外受信機を増設、アナログ戸別受信機のデジタル化更新を実施	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域及び音声の到達しづらい地域へ屋外受信機を計26基増設し、音声到達範囲を拡充しました。 アナログ式屋外・戸別受信機のデジタル化を実施しました。 	B
		100	総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化	映像、データ等の伝達については、情報通信技術を活用した総合防災情報システムの利用に移行し、現行のデジタル移動系については、音声及びファックスの伝達に活用していきます。	総合防災情報システムの操作研修を定期的に実施し、効率的な情報収集・伝達体制の維持、モバイル端末を用いた災害情報の共有機能を導入	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 既存のシステムによる情報収集・伝達体制を的確に実施しました。 平成21年3月から稼働している旧・総合防災情報システムにて顕在化した課題を解決するため、次期システムの導入に向けた計画の策定と開発を進めました。 	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
	101	防災行政無線の電波や音声の伝達状況の把握と改善	大地震等の発生時に重要な情報連絡手段である防災行政無線は、機器設置後の環境変化により電波伝搬状況が変化しており、電波や音声が届きにくい場所が生じているため、情報伝達代替手段として、電子メール、ホームページ、かわさきFM、tvk(テレビ神奈川)、ケーブルテレビ等を活用しており、さらに、新たな情報伝達手段として、エリアメール、防災ラジオ等の活用を検討します。 また、次期デジタル移動系防災行政無線を導入する際には、電波伝搬調査を行い、適切なシステム選定や中継局の設置等を行います。	屋外受信機の増設による音声到達範囲の拡充、住民組織等への周知による戸別受信機の利用を促進、環境変化による電波伝搬状況の悪化対策として、再送信子局の増設による電波受信状況を改善、新たな情報伝達手段の導入について検討、市民が必要とする情報を選定し、各種情報を保有する部署間で連携した情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて、体制を強化	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 電子メール、緊急速報メール、市ホームページ、かわさきFM、tvkデータ放送、ケーブルテレビデータ放送、Twitter、アラート等を活用した情報伝達を継続して実施しました。 同報系防災行政無線屋外受信機増設による音声到達範囲の拡充及び戸別受信機の適正配置を実施しました。 新たな情報伝達手段の研究を行いました。 	B
	102	各種メディアの活用の推進	平常時における防災啓発や、大地震等の発生時の即時的情報発信手段として、「かわさきFM」をはじめ、各種メディアの活用を推進していきます。	平常時における防災啓発や、大地震等の発生時の即時的情報発信手段として、「かわさきFM」、tvk、ケーブルテレビ、かわさきアプリの防災アプリ等の各種メディアの活用及びアラートを通じたメディアによる情報提供を実施	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 各種、協定に基づく情報配信を実施し、多様なメディアにより防災情報を入手できる環境の整備を進めました。 	B
	103	生活関連情報の収集体制及び提供体制の整備	災害対策本部が収集した災害関連情報、あるいは災害時における行政窓口等の案内について、大地震等の発生から一定時間がたった後に市民が必要とする生活関連情報の収集とその情報提供体制を整備します。	メールニュースかわさき、Twitter等を用い、停電や大規模火災等の災害に関する情報、各種訓練を予告・広報、市民が必要とする情報を選定し、各種情報を保有する部署間で連携した情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて、体制を強化	危機管理室 関係局	<ul style="list-style-type: none"> 電子メール、緊急速報メール、市ホームページ、かわさきFM、tvkデータ放送、ケーブルテレビデータ放送、Twitter、アラート等、多様なメディアにより防災情報を入手できる環境の整備を進めました。 	B
	104	社会福祉施設等災害時用無線機器の設置 【関連施策No.125】	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設など、二次避難所として利用される施設に対し、引き続きデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行える体制を整備	健康福祉局 各区役所	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設など、二次避難所として利用される施設に対し、デジタルMCA業務用無線機を設置しました。 施設職員や行政職員等が、防災用無線機等の機器操作や情報伝達に関する理解を深めるために情報訓練を実施し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行える体制を整備しました。 	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
	24 受援体制の整備	105 受援体制の整備	より機能的な受援体制となるよう、地域防災計画で定める災害時における警察、自衛隊、消防機関等の広域応援部隊の活動拠点の拡充に努めます。	活動拠点としての活用が可能と見込まれる公園、施設等の整備にあたり、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の拡充について検討	危機管理室	・活動拠点としての活用が可能と見込まれる公園、施設等の、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の拡充について検討を進めました。 ・平成30年度には、消防機関の活動拠点として、新たに川崎競輪場の指定を行い、活動拠点を拡充しました。	B
		106 救援物資(備蓄を含む)の輸送手段の確立	東日本大震災では、全国から届けられた救援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所等に対し、必要な物資が円滑に届かない状態が発生しました。このことを教訓に、物流業務に精通した民間事業者や物流の専門家との連携による物資の輸送、在庫管理等の物流業務の円滑化や、物資集積・輸送拠点を充実するための民間施設等の活用、物資需要を的確に把握するための情報収集体制の構築等、本市の災害時における救援物資の物流方法について検討し、輸送体制の強化に努めます。	市集積場所、区輸送拠点の見直しなどを踏まえ、円滑な物資輸送体制の構築に向けた取組を進め、関係機関との情報交換や訓練等を通じた検証を行いながら、輸送体制を強化	危機管理室	・毎年実施している「川崎市総合防災訓練」において、物資輸送についての協定を締結している事業者等と連携し、救援物資輸送訓練を実施しました。訓練により明らかになった課題について共有し、対応策について検討を行いました。 ・物資拠点である北部市場について、発災時にも早期に市場機能を回復しなければならない運営上の課題があることから、課題を検討するための災害時物流検討会の設置に向けた調整を行いました。	B
	25 燃料供給対策	107 災害時の燃料供給対策	大地震の発生時においても、重要施設に対する燃料供給や災害応急対策活動等に必要となる燃料を確保するため、自家発電設備の設置や燃料の備蓄を進めるとともに、企業や関係機関等との連携に基づき必要な燃料の確保を図ります。	重要施設等への自家発電設備の設置や燃料の備蓄等を進めるとともに、長期的にエネルギー供給が途絶えた場合でも燃料の確保ができるよう関係機関等との協定に基づく体制強化や、国、県等と連携した対策を検討	危機管理室 関係局区	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づき、毎年連絡会を開催し、課題に対する意見交換や情報共有を行い、連携強化を推進しました。	B
IX 医療救護体制の整備							
	26 医療救護体制の強化・運用	108 応急手当方法等の普及・促進	大地震等の発生時の応急救護に役立ち、かつ平常時においても活用できる「火傷の手当て、切り傷等の止血方法、骨折部位の固定方法、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法」など、市民等が応急手当方法を習得するための講習を推進していきます。また、負傷者の搬送方法や災害時における医療体制についても啓発していきます。	各種防災訓練や救命講習会等を通じて、大地震等の発生時における応急手当に関する技能の普及等をめざします。防災イベントや防災啓発冊子の配布を通じて、応急手当方法の取組を促進	危機管理室 各区役所 消防局	・防災イベントでは来場者に応急手当やAED使用法等の実技指導を行ったほか、「備える。かわさき」等の防災啓発冊子の配布を通じて、応急手当方法の取組を促進しました。(危機管理室) ・新型コロナウイルス感染症の流行以前は、各種イベントにおいて、応急手当やAEDの使用方法等を含む救急・救護に関する技能の普及・啓発や自主防災組織にける心肺蘇生法等の訓練を実施し、さらには消防局でも防災イベント等の機会を通じて、防災啓発冊子等のチラシも積極的に配布する取組を推進してきました。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベント等が中止になりましたが、過去の訓練実績や防災啓発冊子等のチラシ配布数から目標は達成できたことと考えます。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染対策を講じて、応急手当等の普及啓発促進に努めてまいります。(消防局) ・防災訓練等を通じて、応急手当方法の取組を促進することができました。(区)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策の柱	施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価	
行動計画									
			109	医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係団体との医療救護に関する連携の強化	大地震等の発生時における時間経過による医療分野の需要と供給体制について、医療救護マニュアルに基づく訓練等を実施し、連携を強化します。また、健康福祉局・各区が設置する医療救護所での救護活動が的確に行われるよう、医師会等との協議を行い、トリアージ(傷病者重傷度緊急度判定)体制を強化します。	訓練等による検証や情報交換を医療関係団体と継続的に行い、必要に応じて見直しを行うなど、医療救護体制を強化、「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)の活用をはじめとした災害医療情報の収集と共有体制の強化、医療機関などからの情報収集の推進、都市災害に備える体制の推進及び災害時医療救護体制の構築を検討	健康福祉局 各区役所 消防局	・保健医療調整本部訓練を健康福祉局防災訓練として定期的に行うことができました。また、各種訓練・研修を実施することにより関係団体との連携強化が図られ、本部体制の実効性の確認や今後の仕組み作りに活かすことができました。 ・各区において災害対策協議会医療救護部会等を定期的に行うことができました。また、災害時保健医療活動訓練の実施によって、区内医療関係団体と連携強化が図られました。区における災害時における医療救護体制の構築に向けて活動することができました。 (健康福祉局、各区)	B
			110	救急車以外の負傷者等搬送体制の整備	大地震等の発生時には、災害現場から医療機関までの負傷者等搬送の人員・機材(車両)が不足することが予想されます。そこで、各機関の応援部隊(自衛隊・海上保安庁・警察・他都市等)が所有するヘリコプター等や民間救急車の効果的な運用、市公用車の活用(緊急通行車両事前届出制度の有効活用)などによる重篤患者及び透析患者の後方搬送体制の整備について具体化を図ります。	支援DMAT、緊急消防援助隊、自衛隊等、本市の救急車以外の負傷者等搬送体制の整備をめざし、関係機関と連携して具体的な対応策について協議	健康福祉局	・保健医療調整本部訓練を定期的に行い、参集したDMAT(災害派遣医療チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)等とともに、重傷者の搬送等に関する調整を実施し、検証を実施することができました。	B
X	避難対策の推進		27	応急危険度判定体制の整備	民間の判定士の協力による民間建築物の応急危険度判定活動、及び行政の判定士による重要建築物及び公共建築物の応急危険度判定活動が行われるよう体制を整備していきます。	判定士の質・量の確保のための訓練・講習会等を行い、応急危険度判定活動を迅速に行うための体制を強化・維持	まちづくり局	・応急危険度判定活動が迅速に行われるよう体制を整備するため、マニュアルの改訂・研修会の実施・連絡訓練等を実施しました。	B
			111	応急危険度判定体制の運用					B
			112	被災宅地危険度判定体制の整備	大地震等が発生した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害による被害拡大を防止するために、被災宅地危険度判定士の確保を行い、被災宅地危険度判定体制を整備します。	判定士の質・量の確保のための訓練・講習会等を行い、被災宅地危険度判定活動を迅速に行うための体制を強化・維持	まちづくり局	・被災宅地危険度判定業務が迅速かつ的確に実施するための体制を整備しました。 ・令和3年4月1日現在の川崎市の判定士は189人(OBを除く)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
28 空地・避難路の確保	113	民間再開発の誘導による公開空地の確保	工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に併せ事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。	【NO.28参照】	まちづくり局	再掲	-
	114	市民防災農地の確保	大地震等の発生時に市民の一時避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場等として利用し、市民の安全確保と円滑な復旧活動のため、農地を市民防災農地として登録します。	市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率について、10%以上の水準を維持	経済労働局	・関係機関と連携し、広報、登録を進めたことで、市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率について、10%以上(R3.1.1時点15.38%)を維持し、目標を達成しました。 (令和3年1月1日現在登録状況:532か所、80ha)	B
	115	公園緑地の整備推進	大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。	【NO.29参照】	建設緑政局 危機管理室	再掲	-
	116	緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知徹底	神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識33基について、市民(道路利用者)への周知を図っていきます。	【NO.36参照】	建設緑政局	再掲	-
	117	利用可能な空地等の実態把握と一元管理	大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。	仮設住宅建設地、災害廃棄物仮保管所などの候補地及び公有地の現況を把握	危機管理室 まちづくり局 環境局	・公園等の公有地を災害廃棄物の仮保管場所として活用する考え方を盛り込んだ川崎市災害廃棄物等処理実施計画を策定するとともに、関係局区での協議を実施するなど仮保管場所の取組を推進しました。(環境局、危機管理室、まちづくり局)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
29 避難所等の施設の確保	118 市立学校の耐震化	市立学校の耐震化については平成24年度に完了しています。屋内運動場の吊天井、バスケットゴール及び照明の耐震化については平成27年度に完了していません。引き続き、耐震化のための施設整備を推進していきます。	【NO.5参照】	教育委員会	再掲	-	
		大地震の発生に伴い、避難所においても通信網の遮断、停電、ガス供給の停止などのライフライン支障が起こる可能性があるため、避難所におけるバックアップ体制の整備を進めます。	災害発生時の避難所開設等のための物資を保管する倉庫を整備、避難所となる市立学校の体育館等の電力確保を目的とする非常用発電機を順次整備、停電時職員室での情報収集等を行うことを目的とする太陽光発電設備と連携した蓄電池設備を順次整備、都市ガス供給停止時の熱源確保を目的とするプロパンガス設備を順次整備、避難所運営訓練等を通じて各種設置訓練や設備の動作を確認	危機管理室 教育委員会 各区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資を保管するための備蓄倉庫について、順次整備を実施しました。(危機管理室) ・避難所運営で用いる資器材の充実を図り、避難所開設訓練を通じて、防災資器材の使用方法を確認しました。(各区) ・川崎市立学校防災対策指針を策定し、避難所運営における教職員の役割を示しました。(教育委員会事務局) 	B	
		避難所におけるトイレ対策、学校のトイレの活用、組立式仮設トイレ等の備蓄、下水道被害地域の自宅で生活している住民等へのトイレ対策及びマンホールトイレの整備等について検討し災害時のトイレ対策の充実を図ります。	災害発生当初からトイレ対応ができるよう、学校のトイレの活用、使用済み汚物処理袋の一時保管・処理方法、災害用トイレの備蓄目標、マンホールトイレや組立式仮設トイレの維持管理運営方法等について見直すとともに、備蓄の推進及び家庭内備蓄の啓発などを推進し、トイレ対策を充実	危機管理室 環境局 教育委員会 上下水道局 各区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・防災イベントや防災講座等で、マンホールトイレや携帯トイレの設置や広報等を行い、災害時や平時からの備蓄に関する啓発活動を行いました。 ・災害時のトイレ対策検討会議等を開催し、関係部署等と災害時や平時からのトイレ対策について、検討を行いました。(危機管理室、各区、上下水道局) ・避難所となる小中学校への備蓄倉庫へ仮設トイレ組立式を195基、簡易トイレ組立式を約1,000個、携帯トイレ(汚物処理袋)を約120万枚追加備蓄しました。また、防災訓練や各種イベント等にて、家庭での携帯トイレの備蓄啓発を行いトイレ対策を充実させました。(環境局) 	B	

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価	
施策の柱	行動計画							
		121	水道施設の応急対策の推進	応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校に、職員による開設が不要な応急給水拠点の整備を推進します。	配水池・配水塔に併設した開設不要型応急給水拠点は、平成30年度末までに4箇所を整備し、全7箇所の整備を完了。供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校の開設不要型応急給水拠点については年間10校のペースで整備	上下水道局	・配水池・配水塔に併設した開設不要型応急給水拠点については、配水池、配水塔の耐震化に合わせて計画期間中に4箇所を整備し、7箇所の整備を完了しました。 ・供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校の開設不要型応急給水拠点については、計画期間中に71校を整備し、89校の整備を完了しました。	B
		122	市立病院の耐震化	市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震(免震)構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、平成21年8月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しました。	【NO.7参照】	病院局	再掲	—
		123	社会福祉施設の耐震化	社会福祉施設である老人いこいの家(49棟)は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。また、児童厚生施設であるこども文化センター(58施設)は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。	【NO.8参照】	健康福祉局 こども未来局	再掲	—
		124	競輪場の耐震化	広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。	【NO.9参照】	経済労働局	再掲	—
		125	社会福祉施設等災害時用無線機器の設置	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。	【No.104参照】	健康福祉局 各区役所	再掲	—
		126	災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保	大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。	二次避難所施設の拡大や市と二次避難所施設の連携体制を構築	健康福祉局 各区役所	・「要援護者支援・移送訓練」や、「二次避難所開設・訓練に必要な物資の購入に関する負担金」に係る二次避難所開設訓練の実施、「(仮称)災害福祉システム」の導入検討など、実行性のある二次避難所開設・運営に向けた取組を推進しました。 (健康福祉局) ・訓練や意見交換を通じて、関係団体等との情報の共有・課題の抽出を行い、連携体制を構築しました。 (各区)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
		127 利用可能な空地等の実態把握と一元管理	大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。	【No.117参照】	危機管理室 関係局	再掲	-
		128 避難所補完施設等の確保	市立学校等の避難所以外の補完施設の確保を目的として、補完施設となりうる施設等について調査・把握し、大地震等の発生時にも活用できるよう、関係機関(私立学校、大学、民間企業等)と調整していきます。	私立学校、大学、民間企業などの施設を活用できるよう、協定等の締結を推進するとともに、町内会館の使用について関係団体等と協議し、一時避難場所や補完施設等を確保	危機管理室 各局室区	・既に登録している施設については、定期的に緊急連絡先等の登録内容の確認や更新を行い、実効性の確保に努めました。また、一時避難場所や避難所補完施設の新規拡充に努めました。(危機管理室、各区)	B
30	津波対策の推進	129 津波避難計画の充実	気象庁が津波警報を発表した場合の津波浸水予測地域への避難勧告又は避難指示の内容等を定める津波避難計画について、迅速に避難ができるよう、周知徹底するとともに、津波対策の進捗等を踏まえた見直し等、充実強化を図ります。	津波避難計画の周知徹底を行うとともに、津波対策の進捗に応じた必要な見直しを実施、津波に対する啓発として、津波避難訓練の実施や各種広報を実施	危機管理室 港湾局	・津波ハザードマップ(外国語版含む)の配布、津波対策講座を開催するとともに、津波避難計画に基づき、津波避難等に関し、市民や事業者等に周知を実施しました。(危機管理室、港湾局) ・津波ハザードマップを改訂し、新たな津波避難施設の追記やレイアウト変更等を実施しました。 ・東北大、東大、富士通と連携し、津波被害軽減に向けた研究を進め、浸水シミュレーションの作成やスマホアプリを活用した住民参加型の津波避難実証実験を実施しました。(危機管理室)	B
		130 津波避難施設の指定	津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない場所や高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する津波避難施設を指定します。	津波浸水が想定される区域において、津波避難施設の指定拡充を行い、津波避難施設には避難誘導に資する蓄光式の標識を設置	危機管理室 区役所	・新たな津波避難施設の指定の取組を推進し、令和2年度で合計104施設を指定、要避難者数約15万人に対し、津波避難施設で約15万人、津波避難場所を含めると約25万人分の収容人数分を確保しました。 ・津波避難施設において、迅速な避難が実現や周知等を行うため、標識や避難誘導に資する蓄光式の標識を設置しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標	施策の柱		内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価	
	行動計画	施策項目(163)						
								行動計画
		131	津波ハザードマップ等の作成	防災教育、防災意識の啓発、防災を意識したまちづくり及び住民とのリスクコミュニケーションの推進を円滑に行うため、津波ハザードマップを作成し、適時更新する。	適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報等を最新に更新するとともに、神奈川県津波浸水想定を踏まえて、津波ハザードマップを更新し、配布	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難場所・避難経路及び避難の判断等を考えてもらう機会を増やすため、津波ハザードマップを各種防災訓練や関係機関にて配布。また、川崎区への転入者への配布等を行いました。 津波ハザードマップは、新たな津波避難施設の追記等による情報の更新のため、平成28年度・令和2年度に改訂し、最新の情報を市民へ広く周知を行いました。 平成30年度に津波ハザードマップ外国語版を発行し、公共施設や関係機関、宿泊施設等での配布を行い、広く周知を図りました。 	B
		132	津波避難訓練等や防災教育の実施	津波警報等が発せられた場合、避難行動、防御施設の操作等の練度向上のため、津波避難訓練を行います。	情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸間の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るための訓練を実施	港湾局 危機管理室 区役所	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等が発せられた際の、情報伝達、津波避難施設の開設、避難行動の確認、防災意識の高揚を図るため、毎年川崎区内の小中学校等を活用し、津波避難訓練を実施しました。 津波避難訓練の実施時に、津波被害軽減研究の一環として、スマホアプリを活用した実証実験を行うと共に、津波防災講座を開催し、市民への津波情報への理解を深めるとともに防災意識の向上を図りました。(危機管理室、川崎区) 水門・陸間操作依頼事業者による各自の操作・点検や、港湾局職員による陸間閉鎖訓練を実施しました。また、台風・低気圧で高潮が予測される際、実際に電話・FAXでの情報伝達を実施しました。(港湾局) 	B
		133	同報無線受信機の整備と情報伝達の強化	同報無線受信機の整備により、災害時に速やかに危険を知らせ、避難を行うことにより、被害を最小限にします。	【NO.51参照】	港湾局 関係局	再掲	-
		134	海岸保全施設の改良	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を契機に、神奈川県で東京湾沿岸海岸保全計画(神奈川県区間)の変更を行いました。変更した海岸保全基本計画に基づき、頻度の高い津波や高潮等から市内陸部を防護するため、海岸保全施設の改良を行います。	市内陸部への津波高潮からの浸水を防護すること及び操作員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設(陸間)の改良を推進	港湾局	<ul style="list-style-type: none"> 市内陸部への津波高潮からの浸水を防護すること及び操作員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設(陸間)の改良を39箇所中27箇所完了しました。 	B
		135	川崎港海底トンネルの津波浸水対策	川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルが津波による浸水から護るため、津波浸水対策を推進します。	【NO.40参照】	港湾局	再掲	-

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価			
施策の柱	行動計画									
31	土砂災害 避難対策 等の推進	136 土砂災害警戒区域 避難対策の推進	<p>神奈川県が新たに指定した土砂災害警戒区域を含め、引き続き土砂災害警戒区域の住民等に対し、土砂災害の危険性を周知するとともに、避難対策を進めていきます。 ※平成27年10月現在の川崎市内における土砂災害警戒区域は759区域</p>	<p>「ぼうさい出前講座」や防災啓発冊子等を通じて、土砂災害ハザードマップを周知、土砂災害ハザードマップ等を活用しながら、土砂災害の危険性などについて広く周知を推進</p>	<p>まちづくり局 危機管理室</p>	<p>・HPへの掲載、区役所窓口への備え付け、防災フェア等のイベントへの参加などにより、土砂災害ハザードマップを周知しました。 ・県が多摩区において土砂災害特別警戒区域を指定したことから、同区のハザードマップを改訂し、同区の土砂災害警戒区域・特別警戒区域にハザードマップを全戸配布しました。 ・「ぼうさい出前講座」を通じて、土砂災害警戒区域の対象地域に土砂災害ハザードマップを配布し、土砂災害の危険性や避難の考え方、情報の入手方法等を説明するなどの普及啓発を推進しました。(まちづくり局) ・「ぼうさい出前講座」や各種イベント等を通じて防災啓発冊子やハザードマップを配布し、土砂災害の危険性や避難方法等について周知し、危機意識の向上と啓発を推進しました。(危機管理室)</p>	B			
			<p>32 避難所運営体制の整備</p>	<p>137 避難所運営会議の活動・促進</p>	<p>各避難所に設置されている避難所運営会議に対し、定期的な会議や運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制構築及び適正な運営に努めていきます。</p>	<p>全ての避難所での避難所運営会議の開催をめざし、活動の促進を図ります。また、避難所の円滑な運営に向けて、避難所に参集する職員(地域要員)との連携を推進</p>		<p>危機管理室 各区役所</p>	<p>・令和元年度までは、避難所運営会議・避難所運営訓練共に、着実に実施回数を伸ばし、災害時に備えた事前準備と体制づくりを構築することができました。しかし、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が困難となった事例が多くなりました。また、職員向けの避難所運営要員研修については継続して実施しており、職員の意識啓発を推進しました。(危機管理室、各区)</p>	B
			<p>138 避難所運営マニュアルの充実・強化</p>	<p>避難所運営マニュアルの検証及び見直しを実施し、大地震等の発生時における避難所の運営の安定化を図ります。</p>	<p>現行マニュアルの検証や必要に応じた見直しを行うとともに、各避難所運営会議ごとに独自のマニュアルの作成を促進</p>	<p>危機管理室 各区役所</p>		<p>・継続的に避難所運営会議や運営訓練において、「避難所運営マニュアル」等の活用・検証・修正等を実施し、より実態に即したマニュアルの更新を行いました。令和2年度においては、コロナ禍における避難所開設・運営についてまとめたマニュアルを作成し、避難所運営・開設に係る想定事項の拡大を行いました。(危機管理室) ・避難所運営会議や避難所開設・運営訓練実施後において、「避難所運営マニュアル」等の活用・検証・修正等を実施し、災害時に使えるマニュアルを備えることができました。(各区)</p>	B	

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
	33 帰宅困難者対策の推進	139 帰宅困難者発生の抑制	九都県市及び四県市で実施する帰宅困難者対策を推進するとともに、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知啓発や一斉帰宅抑制のための対策を推進していきます。また、関係機関と連携して帰宅困難者支援体制の整備に努めていくとともに、訓練を通じて関係機関との連携を強化していきます。	災害発生時における一斉帰宅行動抑制の協力等、市内企業との取組を強化するほか、九都県市及び四県市連携による対策を推進	危機管理室	・帰宅困難者対策については、市単独での事象実施のほか、四県市や九都県市の枠組みの中で対広域的な取り組みを実施しました。また、各種ポスターやパンフレットによる周知や、災害時徒歩帰宅支援ステーションの拡充等を行い、帰宅困難者対策を推進しました。	B
			※九都県市では、徒歩帰宅者に対する水道水やトイレの提供等を行う「災害時帰宅支援ステーション」として、コンビニエンスストアやファーストフード店などの事業者(平成27年2月末現在、市内868箇所)と協定を締結しています。また、四県市でも同じくガソリンスタンド(神奈川県石油業協同組合)及び神奈川県内の自動車販売店と協定を締結しています。				
		140 安否確認方法の周知	大地震発生時の家族の安否確認方法として、災害用伝言サービスの利用を周知します。また、在園、在学中の園児や児童、生徒の安否情報の提供方法について検討します。	災害用伝言サービスの利用を市HPやパンフレット等により市民や市内企業に対して啓発、情報配信システムによる学校等における子どもの保護に伴う安否情報の提供を促進	各区役所 教育委員会 危機管理室	・避難所運営会議や訓練、ぼうさい講座及び各イベント等、様々な機会を通じて啓発冊子を配布し、普及啓発を行いました。(危機管理室、各区) ・地震に限らず、児童生徒の安全安心に関わる情報については、各学校で設定している配信メールを活用。災害時の情報提供に関しては、在校時は一斉配信メールにより、保護者に安否について周知を想定しています。夜間、休日は、教員参集後に各家庭に児童生徒の安否について確認を想定しています。(教育委員会事務局)	B
		141 主要駅対策の推進	主要駅における駅前滞留者による混乱の抑制を図るため、一時滞在施設の確保を進めるとともに、区役所、駅、警察、その他関係者による協議の場を設置し、地域における災害時の行動ルール等の作成を進め、駅周辺の関係者が連携した帰宅困難者等の対策を推進します。	主要駅を中心に一時滞在施設の確保の拡大を進めるとともに、飲料水や防寒シート等の備蓄、及び駅、区役所、一時滞在施設の情報伝達体制の整備を推進、駅周辺帰宅困難者等対策協議会等での開催を通じ、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制に向けたソフト面及びハード面での帰宅困難者等対策を推進	まちづくり局 危機管理室 各区役所	・主要駅においては、エリア防災計画を策定し、計画に基づく訓練の実施や一時滞在施設の拡充等により、実践的な対策を推進しました。 (一時滞在施設数:53箇所(計画期間中7箇所拡充)) (危機管理室)	B
	142 徒歩帰宅者支援	九都県市共同による災害時帰宅支援ステーションの確保に合わせて、主要幹線道路沿道の施設における支援体制の充実を検討し、混乱の防止を図ります。	【NO.29参照】	各区役所 危機管理室 建設緑政局 教育委員会	再掲	-	

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
		143 臨海部孤立化対策	臨海部において市街地と連絡するトンネル等の通行止めにより孤立化した拠り所のない帰宅困難者の支援体制を整備します。	引き続き島部において一時滞在施設の確保を進めるとともに、船舶など代替輸送手段の活用に向けた取組、帰宅困難者の輸送を円滑かつ確実にを行うための避難対策を推進	港湾局 危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 訓練を通じて緊急物資や帰宅困難者の輸送体制及び対策を推進しました。(港湾局) 臨海部広域防災訓練における実動訓練として船舶等を活用した孤立化対策訓練の実施、情報受伝達訓練としてメーリングリストや県石油コンビナート防災相互無線を活用した訓練を実施し、関係機関等と、災害時の対応確認・連携強化を行い、防災対策を推進しました。(危機管理室) 	B
X I 災害時要援護者対策の推進							
	34 災害時要援護者対策の推進	144 災害時要援護者避難支援制度の充実	大地震等の発生時において、支援が必要な方からの登録の促進と、町内会・自治会、自主防災組織等の支援組織における支援体制の充実に努めます。	新たに要援護者となる可能性のある方への制度周知を図るほか、支援組織等への機会を捉えた取組支援を通じて、支援体制のより一層の充実に推進	健康福祉局 危機管理室 各区役所	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、新たに要援護者となる可能性のある方へダイレクトメールを送付し、制度の広報及び登録勧奨を実施しました。 令和2年度制度登録者数 5,374人(健康福祉局) 各区で実施する総合訓練や講座、イベント等における避難支援訓練の実施及び様々な機会を通じての啓発冊子の配布による制度周知を行いました。(危機管理室) 区内での訓練や講座等の機会を通じて、継続的に制度周知を実施しました。また、町内会・自治会、自主防災組織等の支援組織における支援体制の充実に推進することができました。(各区) 	B
		145 災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保	大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。	【No.126参照】	健康福祉局 各区役所	再掲	-

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
X II 生活安定対策の推進 35 生活環境の確保	146	災害用トイレの対策の充実	避難所におけるトイレ対策、学校のトイレの活用、組立式仮設トイレ等の備蓄、下水道被害地域の自宅で生活している住民等へのトイレ対策及びマンホールトイレの整備等について検討し災害時のトイレ対策の充実を図ります。	【No.120参照】	危機管理室 環境局 教育委員会 上下水道局 各区役所	再掲	-
	147	ごみ・し尿の収集処理体制の確立	大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。	川崎市災害廃棄物等処理計画等を適宜見直し、迅速かつ適正な収集処理体制を推進	環境局	・災害廃棄物等の処理に係る具体的な考え方や対応方法等を定めた川崎市災害廃棄物等処理実施計画を策定するとともに、地震被害想定の見直しや他都市事例等を踏まえて、家庭や避難所から排出されるごみ・し尿について収集計画の検討を行い、迅速かつ適正な収集処理体制を推進しました。	B
	148	応急仮設住宅の建設に係る訓練等の実施	災害救助法に規定される大地震等の発生時に、「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、県や(社)プレハブ建築協会などの関係機関との協力体制の下で、応急仮設住宅を建設します。	応急仮設住宅の建設可能地データベースの更新を行うとともに、県公推協の検討部会に参加し、県、他行政、関連機関との情報共有を行い、応急仮設住宅設置に備えた体制を整備	まちづくり局	応急仮設住宅の建設可能地データベースの更新を行うとともに、県、他行政、協定団体等との情報共有や訓練を実施し、応急仮設住宅の建設や借上げに備えた体制の構築を進めました	B
	149	災害時における住宅等(長期避難施設等)の確保	大地震等の発生時における、長期避難施設等としての住宅などを確保・供給するため、市営住宅の空室やホテル等の宿泊施設、空き不動産などについて、企業等の協力のもと確保していきます。	被災状況に応じ、市営住宅の空家等を速やかに被災者に提供できる体制を整備	危機管理室 まちづくり局	・避難所補完施設については、既に登録している施設については、定期的に緊急連絡先等の登録内容の確認や更新を行い、実効性の確保に努めました。 ・ホテル等の民間施設の活用については、避難の対象者の検討などの課題について、関係局と連携しながら検討を行いました。 (危機管理室) ・被災自治体からの要請に基づき、必要戸数を適切に提供しました。(まちづくり局)	B
	150	災害時におけるメンタルヘルスケア体制の構築	大地震等の発生直後の精神的ストレス、心的外傷後ストレス障害(PTSD(**))等の精神的疾患を負った傷病者に対し、中長期的な視点でこころのケアを行うために、市外各地から派遣が想定される災害派遣精神医療チーム(DPAT)の調整や、地域の精神保健関係機関との連携確保を含めたメンタルヘルスケア体制を構築します。	災害派遣精神医療チームの派遣及び受入に必要な調整機能の体制を構築、国の研修に職員を派遣し、発災時に災害派遣精神医療チームとして活動できるよう本市精神保健従事者に対しても必要な機器の訓練や専門研修を実施	健康福祉局	・災害派遣精神医療チームの派遣及び受入に必要な調整機能の体制を構築しました。また、国の研修に職員を派遣し、発災時に災害派遣精神医療チームとして活動できるよう、本市精神保健従事者に対しても毎年度必要な機器の訓練や専門研修を実施しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標	施策の柱	施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
36 飲料水・食料等の確保		151 応急給水活動の充実	市民参加による給水訓練を実施し、災害時における給水拠点の安定的な運営を図ります。	応急給水訓練への参加を促進するためにPR活動を行い、年間で25回程度訓練を実施	上下水道局	・令和2年度においては新型コロナウイルスの影響により訓練回数は減少しましたが、全体を通して応急給水訓練への参加を促進するためにPR活動を行い、目標の年間で25回程度の訓練を計画期間中に達成することができました。	B
		152 水道施設の応急対策の推進	応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校に、職員による開設が不要な応急給水拠点の整備を推進します。	【No.121参照】	上下水道局	再掲	-
		153 備蓄機能の強化・推進	備蓄計画に基づき、確実に公的備蓄を確保していくとともに、災害時に避難所等で必要な備蓄物資の提供ができるよう、取組を進めます。	未設置の避難所への備蓄倉庫の整備を進め、災害時における適切な対応が図られるよう、確実な備蓄物資の確保・管理を推進、現在の備蓄計画の検証と必要に応じて見直しを実施	危機管理室	・指定避難所176校への備蓄倉庫の整備を完了しました。 ・備蓄計画の見直しを行うとともに、計画に基づく必要な備蓄物資の購入を関係局と連携して計画的に進め、適正な物資の配置を促進しました。 ・新型コロナウイルス感染症対策のための感染予防用品の全避難所への備蓄を実施しました。(ニトリル手袋、ボンチョ、テント等) (危機管理室)	B
		154 食料(米穀)の確保	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されることから、国の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、国(県)に対して災害救助用米穀の供給要請を行うことで、応急用食料としての米穀の確保を図ります。	要請先や要請手続き等について、関係機関等と定期的な情報共有等を図り、災害時での迅速な対応、米穀を確保	経済労働局	・米穀調達先である国・県等の関係機関と情報共有を推進し、要請先や要請手続き等について検討しました。	B
		155 生鮮食料品の確保	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されるため、生鮮食料品の調達が困難になります。そのため、南部・北部の卸売市場内の事業者及び全国中央卸売市場協会関東支部及び各加盟都市の協力を得て、安定した物資の確保を図ります。	継続的に訓練等を通じた検証を行い、協力体制を維持	経済労働局	・防災訓練や救援物資搬送訓練の実施のほか、北部市場内事業者に対し連絡体制や協力体制について確認を行うなど、継続的な訓練等を通じた検証を行い、協力体制の維持を図りました。	B
		156 食料等生活必需物資の確保	大地震等の発生時における市民生活の早期安定のため、生活必需物資を本市に対して供給及び運搬されるよう、市内のスーパー、生協等との協定内容の検証及び充実を図ります。	継続的に訓練等を通じた検証を行い、協定の実効性を維持	経済労働局	・協定締結先に対し、災害時の緊急連絡先の確認や、食料等生活必需物資の4月1日現在の在庫量調査を継続して実施しました。 ・協定締結先のうち、5団体に対し情報伝達訓練を実施しました。 ・3事業者と新たな協定を締結しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
		157 救援物資(備蓄を含む)の輸送体制の確立	東日本大震災では、全国から届けられた救援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所等に対し、必要な物資が円滑に届かない状態が発生しました。このことを教訓に、物流業務に精通した民間事業者や物流の専門家との連携による物資の輸送、在庫管理等の物流業務の円滑化や、物資集積・輸送拠点を充実するための民間施設等の活用、物資需要を的確に把握するための情報収集体制の構築等、本市の災害時における救援物資の物流方法について検討し、輸送体制の強化に努めます。	【No.106参照】	危機管理室	再掲	-
	37 遺体取扱の体制確立	158 遺体安置所の運営体制の強化	遺体安置所の運営方法については、現在、地域防災計画中に骨子が記述されていますが、大地震等の発生時には混乱することが予想されるため、各区に配置される遺体安置所の円滑な運営に向けた取組を推進します。	市総合防災訓練における多数遺体取扱訓練等の実施を通して、多数遺体の取扱いや遺族対応等に必要な知識・技能の向上を図るほか、各区におけるマニュアル等の整備などを通じ、遺体安置所の運営体制を強化	危機管理室 健康福祉局 各区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市医師会等の関係団体とともに多数遺体取扱訓練等を実施し、多数遺体取扱いの流れや注意点等、必要な知識等の習得を行いました。 ・各区で個別に整備していたマニュアルと取りまとめ、「川崎市遺体安置所運営マニュアル」を策定しました。 ・区本部体制の統一化を図る中で、遺体安置所運営に関する課題を共有しました。 	B
		159 火葬計画の策定	大地震等の発生時に、市斎苑(南部・北部)の火葬体制及び処理能力を超えた遺体が発生した場合の対応について、具体的な火葬計画を策定します。	大地震等の発生時に対応可能な火葬計画を策定	危機管理室 健康福祉局 各区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市公営葬務事業協議会における政令指定都市との情報交換により、地域毎の課題を共有できました。 ・神奈川県火葬行政連絡協議会において、新型コロナウイルス感染症対応等、県内の情報共有が図られました。 ・神奈川県内で実施する広域火葬通信訓練へ指定管理者と連携し参加することで、具体的な対応方法の意識付けができました。 ・北部斎苑大規模改修工事を踏まえ、火葬炉設備の1日当たり処理能力を再検証し、地域防災計画・風水害対策編における火葬能力の記載内容の見直しを行いました。(健康福祉局) ・市における取組みの情報収集及び共有を図りました。(各区) 	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標		施策項目(163)	内容	目標	所管局	計画期間(H28~R2)総括	総合評価
施策の柱	行動計画						
38 廃棄物処理体制の確立	160	ごみ・し尿の収集処理体制の確立	大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。	【No.147参照】	危機管理室 健康福祉局 各区役所	再掲	-
	161	瓦礫等の災害廃棄物収集処理体制の確立	大地震等の発生時に、構造物の損壊により発生する瓦礫等について、再使用・再資源化も考慮した仮保管場所を検討するとともに、迅速かつ適正な収集処理体制の確立を構築します。	国の動向に注視し、環境省や県の会議に出席し、情報共有を図るとともに、災害廃棄物処理体制の検討を行い、迅速且つ適正な処理体制を構築、一般廃棄物処理業連絡協議会と災害廃棄物への対応を引き続き協議検討するとともに、防災訓練の実施を調整	環境局	・環境省や県が主催する協議会等で情報共有を図りながら、災害廃棄物対策の推進に向けて対応を検討するとともに、環境省の災害廃棄物対策指針や神奈川県災害廃棄物処理計画の改定を踏まえ、川崎市災害廃棄物等処理計画の改定を行いました。	B
X III 都市の復興							
39 復興に向けた取組の推進	162	震災復旧・復興体制の整備・運用	復旧・復興本部体制と設置根拠、復興基本方針など事前に検討する体制の整備を行います。また、大地震等の発生直後の混乱期に、できる限り早期に適切な復旧・復興対策が実施できるよう、復興マニュアル等を用いて、復旧・復興のための手順・手法・被害調査の方法などを整理・検討します。	被災後の混乱時に適切な都市復興計画を迅速に策定が可能となるよう、平常時から復興への事前準備に資する検討や訓練等を実施。	総務企画局 危機管理室 まちづくり局	・円滑な復興体制の構築に向けた職員向けの研修や被災地へのヒアリングを実施しました。(総務企画局) ・関係課と連携し、復興までの大まかな流れを含めた復興体制について検討し、復旧・復興ハンドブック(内閣府)を踏まえ必要な取組を整理しました。(危機管理室) ・柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、質の高いすみやかな都市復興を実現できる体制の向上を図りました。(まちづくり局)	B
	163	復興課題の把握と復興施策の検討	大地震等の発生による大規模な災害から迅速かつ適切に都市復興計画を策定するため、被災者の早期の生活再建を念頭に置きながら、事前に復興課題の検討に着手するとともに、都市計画的な復興施策等の確立に努めます。	被害状況に応じて臨機応変に対応できるよう、復興計画策定訓練等の実践的な訓練を通じて、都市復興に関する知識やノウハウの蓄積、都市復興計画策定手順の質を向上	総務企画局 まちづくり局 危機管理室 関係局	・円滑な復興体制の構築に向けた職員向けの研修や被災地へのヒアリングを実施しました。(総務企画局) ・関係各課との会議により課題の共有や復興に関する取組の洗い出しを実施するとともに、他都市での事前の復興対策の取組の調査を行いました。(危機管理室) ・柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、質の高いすみやかな都市復興を実現できる体制の向上を図りました。(まちづくり局)	B